

## エコエネルギー導入等補助金 Q & A

Q いつ頃申請をすればよいのですか？

A 太陽光発電システム設置費補助金については、対象システムの工事に入る**2週間程度**前に市役所に申請書を提出してください。新築などの場合、建物自体は着工していても構いません。低公害車購入費補助金については、車の登録が完了し、かつ支払も完了してから**30日以内**に申請してください。

Q 書類を代理人が提出してもよいですか？

A 申請者ご本人かご家族の方の提出のみ受付を行っています。

Q 市外に住んでいても補助金交付を受けることができますか？

A 市外にお住まいの方でも、田原市内に居住しようとする方でその住宅に太陽光発電システムを設置しようとする方であれば申請ができます。  
低公害車購入費補助金については、田原市内に**1年以上**在住されている方が対象です。

Q おすすめの工事業者を紹介してください。

A 市で特定の業者を紹介することは行っておりません。工事契約にあたっては2～3社から見積書を取って工事内容をよく検討されることをお勧めしています。

Q 2世帯住宅に太陽光発電システムを設置しますが、補助金を2回受けることができますか？

A 補助金の交付の対象数は、原則として**1世帯につき1システム**となっています。住民票が2世帯に分かれていること、電灯契約が別々であることなどが必要となります。詳細については市役所エコエネ推進室までご相談ください。

Q 申請時と設置する機種が変わりました。どうすればよいですか？

A 変更等申請書（様式第4号）を提出してください。

Q 工事期間が延長になりました。どうすればよいですか？

A 変更等申請書（様式第4号）を提出してください。

### 【問合せ先】

田原市役所エコエネ推進室

TEL 0531-23-7401